平成２２年（フ）第６２号
兵庫県洲本市宇原721番地３　県住３号棟303号、住民票上の住所兵庫県南あわじ市北阿万新田北139番地
債務者　田村　友保
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　高
4　破産債権の届出期間　平成22年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４４号
兵庫県姫路市御国野町御着258番地４
債務者　鷲尾　啓子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　破産債権の届出期間　平成22年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午前10時55分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５２１号
埼玉県狭山市笹井３丁目20番16号
債務者　黒澤　久夫
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８１号
兵庫県姫路市家島町真浦1844番地33
債務者　柴田　幸司
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４２４号
兵庫県加古川市加古川町木村186番地の１
債務者　ロイヤルジャパンこと　高田　敏秀
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古市　敏彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２５号
山形県東置賜郡高畠町大字上和田2850番地、前住所山形県米沢市万世町桑山1525番地の５
債務者　二瓶るり子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第６０７号
埼玉県新座市野火止５丁目２番52―1303号
債務者　松本　昌和
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪木あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７０号
埼玉県川越市大字今福1051番地18
債務者　大越　康裕
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２３号
愛知県田原市田原町晩田48番地11
債務者　高先　星吾
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺部　光敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４６号
宮城県大崎市岩出山上野目字天王寺31番地
債務者　佐々木竜也
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田恭章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９９号
岩手県一関市真柴字祈禱28番地１
債務者　千葉美奈子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２３７号
山形県山形市蔵王上野920番地　蔵王やすらぎの里、前住所山形県南陽市若狭郷屋808番地の７
債務者　高橋　佳子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１１６号
山形県米沢市窪田町窪田100番地の37　市営住宅Ｂ－１－５号室
債務者　澤村　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１１７号
山形県米沢市窪田町窪田100番地の37　市営住宅Ｂ－１－５号室
債務者　澤村みゆき
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第８９６号
さいたま市中央区本町東１丁目10番13号
債務者　弓手　　路（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３７号
埼玉県新座市馬場２丁目８番７号
債務者　遊佐由紀子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係